

第74回 全国保健所長会総会 70周年記念シンポジウム
平成29年10月30日 鹿児島市

地域保健における保健所の役割 災害対策



熊本県八代保健所

木脇 弘二

がんばるけん！

くまもとけん！



①「現状と課題」 この10年間の自然災害

日本に住んでいる限り自然災害からは逃れられない

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
| | 2007 (H19) 3月 | 能登半島地震 (震度6強) |
|  | 2007 (H19) 7月 | 新潟県中越沖地震 (震度6強) |
|  | 2008 (H20) 6月 | 岩手宮城内陸地震 (震度6強) |
|  | 2009 (H21) 7月 | 中国・九州北部豪雨防府市土砂災害 |
|  | 2011 (H23) 3月 | 東日本大震災 (震度7) |
| | 2011 (H23) 8月 | 台風12号風水害(紀伊半島豪雨) |
| | 2012 (H24) 7月 | 九州北部豪雨 |
|  | 2013 (H25)10月 | 台風26号伊豆大島土砂災害 |
|  | 2014 (H26) 8月 | 8月豪雨広島市土砂災害) |
|  | 2014 (H26) 9月 | 御嶽山噴火災害 |
|  | 2015 (H27) 9月 | 台風18号関東・東北豪雨(茨城県常総市鬼怒川水) |
|  | 2016 (H28) 4月 | 熊本地震 (震度7) |
| | 2017 (H29) 7月 | 九州北部豪雨 |



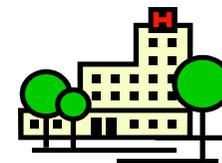
①「現状と課題」 阪神・淡路大震災後の対策

阪神・淡路の教訓

(DMATによる研修スライドに加筆)

対策の4本の柱

災害医療を担う病院がなかった。



災害拠点病院 H8 →よく機能したが遠距離の施設が…

急性期の被災地における医療が欠落していた。



DMAT H17 →ロジチーム含めよく機能していただいた。現場での連携が課題。

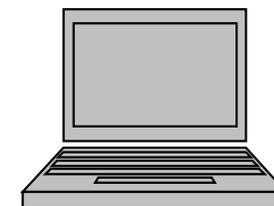
重症患者の広域搬送が行われなかった。



広域医療搬送計画 H10 →熊本空港は施設損壊…

医療情報が全く伝達されなかった。

広域災害救急医療情報システム (EMIS) H18



→病院避難に繋がった施設もあった

→発災前の病院の登録率約50%(病院, 熊本県), 地震後100%となった

①「現状と課題」 国が示してきた**保**健所の役割

健政発第451号

平成8年5月10日

厚生省健康政策局長

災害時における初期救急**医**療体制の充実強化について

発災時の**初**期救急段階(発災後概ね**3**日間)においては、医療救護に関する具体の指揮命令を行う者を設定することが困難な場合が多いが、災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である**保**健所において、**自**律的に集合した救護班の**配**置調整、**情**報の提供等を行うこと。そのため、被災地内の**保**健所は、管内の医療機関や医療救護班を支援する観点から、発災後定期的に保健所において情報交換の**場**を設けるとともに、自律的に集合した医療救護班の配置の重複や不均等がある場合等に**配**置調整を行うこと。また、災害後の**メンタル**ヘルス、**感**染症対策等の健康管理活動の実施に努められたいこと。

がんばるけん！

くまもとけん！



①「現状と課題」 国が示してきた**保健所**の役割

地域保健法第四条第一項の規定に基づく**地域保健対策の推進に関する基本的な指針**

(平成六年十二月一日厚生省告示第三百七十四号)

最終改正:平成二十七年三月二十七日厚生労働省告示第百八十五号

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

一 保健所

2 保健所の運営

(一)都道府県の設置する保健所

(二)政令市及び特別区の設置する保健所

市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に

(6)地域における健康危機管理の**拠点**としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生 の防止に努めるほか、**広域災害・救急医療情報システム**等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制 の整備を図ること。

イ 健康危機発生時において、保健所は、**広域災害・救急医療情報システム**等を活用し、患者の診療情報等の患者の生命に係る情報の収集及び提供、健康被害者に対する適切な医療の確保のための支援措置等を行うこと。また、管内の市町村に対して法令に基づき、健康危機管理を適切に行うこと。



